

平成29年(行ク)第263号

(本案事件:平成27年(行ウ)第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件)

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

相手方 国(処分行政庁 外務大臣)

文書提出命令申立てに対する意見書(5)

平成30年6月20日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

相手方指定代理人

高	洲	昌	弘
田	家	重	信
矢	澤	正	樹
入	谷	貴	之
寺	尾		長
鈴	木	孝	宏
内	藤	正	彪
宮	野	理	子
西	田	真	啓
吉	野	浩	平

略称等は、本意見書で新たに定めるもののほかは、本案事件及び従前の例による。

- 1 本件各対象文書が民訴法220条1号に該当し得ないことは、相手方意見書(1)及び相手方意見書(2)で述べたとおりである。

また、相手方が被告準備書面(6)において本件各対象文書に言及する主張部分を撤回したことにより、本件各対象文書に言及する相手方の主張は一切存在しないこととなったため、この観点からも、本件各対象文書が民訴法220条1号の引用文書に該当する余地はなくなり、さらには、本件各対象文書の証拠調べの必要性もなくなったことは、相手方の平成30年4月23日付け文書提出命令申立てに対する意見書(4)で述べたとおりである。

以下では、平成30年6月20日付け準備書面(8)(以下「被告準備書面(8)」という。)において、従前の主張を整理したことを踏まえ、以上の趣旨を更にふえんして説明する。

- 2 本件国賠請求について国賠法上の違法性が認められないのは、被告準備書面(8)において整理したとおり、原告には国賠法上保護される利益が認められないことに加え、本件文書2が情報公開法5条3号に該当するためであり、具体的には、本件文書2については、日米両国間において、国際慣行に基づき、日米合同委員会における意見交換、協議の内容及びそれが記載された文書については、日米双方の同意がない限り公表されない旨の本件合意が存在していたこと、本件不開示決定2の時点で公表に係る米国の同意がなかったことの2点から、同号該当性を充足すると解せられるためである(同準備書面第2及び第3・3ないし9ページ)。
- 3 ところが、相手方は、本件国賠請求の違法性に係る上記主張において、本件各対象文書に言及していないのであるから、本件各対象文書が民訴法220条1号の引用文書に該当する余地はない。
- 4 また、本件各対象文書については次に述べるとおり証拠調べの必要性も認め

られない。

すなわち、文書提出命令も書証の申出の一方法であるから、その発令の前提として当該文書を取り調べる必要性が存在することが必要であり、かかる必要性の有無は、当該証明すべき事実について、既に他の証拠によって証明十分であるか否かや立証命題に対する当該文書との関連性等から判断されることになる（門口正人ほか「民事証拠法大系第4巻各論Ⅱ」171ページ参照）。

先に述べたとおり、本案事件において、国賠法上の違法性の有無、すなわち、情報公開法5条3号該当性を判断するために必要となるのは、前記2記載のとおり、本件合意が存在したこと、本件不開示決定2の時点で公表に係る米国の同意がなかったことの各事実である。

そして、本件合意が存在したことは、本件文書2の記載内容（乙第14号証、乙第15号証）等から優に認められる。また、本件不開示決定2の時点で公表に係る米国の同意がなかったことについても、外国との協議内容は基本的には不開示として扱うのが確立した国際慣行であること、本件合意はその趣旨を明示したものであること、米国は日米合同委員会の議事録の開示には原則として同意しないという立場であったこと、平成27年4月30日付けの本件開示請求に対しても、本件文書2の開示について米国から開示に同意しないとの立場が示され、これを受け平成27年6月30日付けで本件不開示決定2がされたこと、日米双方が開示に合意したため平成28年10月に本件文書2が追加開示されたこと（乙第16号証、乙第17号証、乙第26号証、乙第27号証）等から既に明らかである。

これに対し、申立人は、本件各対象文書によって、「公開に同意しないとの回答が米国政府からなかったこと」を証明するとしている（2017（平成29）年8月7日付け文書提出命令申立書2ページ）。しかしながら、上記のとおり、本件不開示決定2の時点までに「公表に係る米国の同意がなかったこと」が情報公開法5条3号に該当する要件であって、「公表に係る米国の同意がなかった

こと」については、上記のとおり既に他の証拠から明らかである。

その上、本件各対象文書は、飽くまでも、各政府の意思決定権限を持たない一担当者間の、日米両国の開示の可否に係る最終的な意思決定に至るまでの一部の情報の断片にすぎないため、本件各対象文書と最終的に公表に係る米国の責任者の同意がなかったこととの関連性は乏しいといわざるを得ない。

さらに、本件文書提出命令の発令には、次のとおり多大な弊害が伴う。すなわち、本件各対象文書は、互いに日本国政府・米国政府の各担当者が公にしないことを前提として、メールという媒体を用いて行った率直かつ忌憚のないやり取りが記載されたものであって、公にされることは想定されていない。しかも、相手方意見書(2)第1の2(5ないし8ページ)で述べたとおり、各政府の意思決定権限を持たない一担当者間でのやり取りにすぎないものであるから、このようなやり取りの情報や表現が常に各々の所属する組織の最終的な意思を体现したものとして発信されるとも限らない上、最終的な意思決定に至るまでの一部の情報の断片が公にされることにより、意図しない誤解や憶測を生むほか、メールの当事者に不当な精神的負担を与え、今後の同様のやり取りを萎縮させ、迅速かつ忌憚のない意見交換を妨げ、日常の日米間の内部調整を伴う外交事務の処理が著しく停滞することとなる。その結果、安全保障協力における米国との信頼関係が損なわれるおそれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれすらある。さらに、米国政府は本件各対象文書の開示については不同意との立場を貫いており、これを公にするという事態になれば米国との信頼関係が大きく損なわれるのみならず、国際社会における日本の信頼が低下し、あらゆる国際関係において交渉上の不利益を被ることになりかねない(以上につき、乙第24号証、乙第26号証)。このような、本件文書提出命令発令に伴う弊害も、証拠調べの必要性を判断する上で、当然考慮されるべきである。

以上のとおり、既に他の証拠によって、本件合意が存在したことはもとより、本件不開示決定2の時点で公表に係る米国の同意がなかったことが明らかであ

る上、本件各対象文書と最終的に公表に係る米国の責任者の同意がなかったこととの関連性は乏しいといわざるを得ず、さらに、本件文書提出命令には多大な弊害が伴うと認められることに照らせば、本件各対象文書について、証拠調べの必要性が認められないことは明らかである。

- 5 以上によれば、本件各対象文書は、被告準備書面(6)における主張の撤回により、民訴法220条1号に該当する前提を一切失ったといえ、また、証拠調べの必要性もないというべきである。
- 6 なお、相手方は、「公表に係る米国の同意がなかったこと」に係る立証を更に補強する観点から、外務省責任者の証人尋問を速やかに申請する予定であるので、御庁においては、その尋問の結果を踏まえ、証拠調べの必要性について審理を尽くした上で、本件文書提出命令の採否を判断するよう上申する。

以 上